

会 議 記 録

会議名称	平成 17 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 18 年 1 月 23 日 (月) 午後 4 時 ~ 午後 5 時 45 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員：山本会長、根建委員、目加田委員、町田委員、吉川委員 区側：政策経営部長、行政管理担当部長、総務課長、経理課長、行政改革担当副参事、組織・能力開発担当副参事、企画調整担当係長
配布資料	資料 1 入札・契約制度の改革 資料 2 年度別入札・契約制度の変遷（工事・委託） 資料 3 工事及び委託契約案件における落札率の推移 資料 4 年度別入札形態別平均参加業者数一覧 資料 5 - 1 第 3 回外部評価（入札監視）委員会審議議案一覧 資料 5 - 2 第 3 回外部評価（入札監視）委員会における委員選定議案一覧 資料 6 平成 16 年度業種別登録業者一覧 資料 7 平成 16 年度指名停止措置状況一覧 資料 8 工事契約案件における 23 区の入札・契約制度 資料 9 外部評価委員会設置要綱 資料 10 外部評価委員会事務取扱要領 資料 11 平成 18 年度個別外部監査テーマの推薦について 追加配布 14～17 年度の推薦テーマと外部監査実施テーマ一覧
会議次第	1 開会 2 議事 （1）平成 16 年度入札及び契約に関する外部評価について （2）平成 18 年度個別外部監査テーマの推薦について （3）今後のスケジュール等について 3 閉会

(山本会長) それでは、ただいまから平成 17 年度第 3 回杉並区外部評価委員会を開きたいと思いをします。

本日は全委員のご出席を賜り審議するわけでございます。本日の審議案件は、大きな議題といたしまして 2 件ございまして、大きな意味では評価になるのでございますが、第 1 点は外部評価委員会としての評価以外の機能といたしまして、入札の監視、入札・契約に关しまず組織内入札の監視委員会の役割としての外部評価ということが 1 点ございまして、第 2 点は、個別外部監査のテーマを外部評価委員会として区長に推薦を申し上げるという仕事ございまして、そのテーマについてご審議いただくというのが主な議題でございます。

それでは、資料等の確認も含めまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

(行政改革担当副参事) 今日はお忙しい中皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

次第をめぐっていただきますと、1 ページ目が配付資料一覧になっております。資料 1 から 8 までが、16 年度入札及び契約に関する外部評価の資料となっております。資料 9 と 10 につきましては、参考に外部評価委員会の設置要綱等を添付してございます。最後の資料 11 につきましては、委員の皆様から先日ご推薦いただきました外部監査のテーマの一覧となっております。

以上、資料は 11 までとなっております。私からは、以上です。

(山本会長) ありがとうございます。お手元の資料のご確認していただきたいと思いをします。

揃っているようでございましたら、早速、議題の第 1 番目に入りたいと思いをします。

最初に担当課の方からご説明いただきますが、我々の基本的な職務はあくまでも 10 件程度選びました工事・委託の入札の結果について適正な執行がなされているかどうかを確認することが主たる議題でございます。これに先立ちまして、入札・契約制度全体で、制度の改正点あるいは改革の成果等につきまして、概要をまず説明いただき、その後に定例の審議案件になっております平成 16 年度の工事委託・入札の結果をご説明いただきまして、全体の説明を終えてから本来の審議の方に入りたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いをします。

それでは、担当課の方から説明をよろしくお願ひします。

(経理課長) 経理課長の柿本でございます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず資料でございますが、本日お手元に配付してあります資料 1 から説明したいと思いをします。事前に皆様にお送りした資料と番号の順番が少し違っておりますが、どうかご了承くだ

さい。

では、資料 1 からご説明いたします。資料 5 が個別の案件になりますので、資料 5 を除いて、通して資料 8 までご説明したいと思います。

私は初めてなのですが、委員の皆様方は去年もご審議いただいておりますので、去年と同じところは省略させていただきたいと思います。16 年度に変わったところを中心に、ご説明させていただきたい。

まず、資料 1 です。これは入札・契約制度の改革で、これまでに改革を進めております経過などを記載してございます。

1 のところに、透明性と競争性、それから適正な施工・履行の確保、不正行為の排除という入札・契約制度の基本的な方針はこれまでと同じですが、その下のところに平成 16 年 12 月から入札参加業者の登録申請を開始するというので、電子調達の準備を進めたものでございます。電子入札は平成 17 年 9 月発注案件から実施しております。

下の方は今までの経過となりますので、2 ページに移りまして、16 年 4 月、一番上のところですが、これは透明性を確保するための施策で、発注基準を事前公表 3,000 万円以上のものから 3,000 万円未満のものについても、発注基準の事前公表をしております。

また、一者随意契約を行ったものについても、結果を公表しております。

その次に、(2) の公正な競争の促進という項目でございますが、これが 16 年度の一番大きな改革になるかと思いますが、平成 16 年 4 月、条件付一般競争入札の適用範囲の拡大ということで、これまでの範囲を一挙に 500 万円以上の案件に下げ、競争入札の適用範囲を拡大しております。

それから、3 ページの下の方でございますが、5 番の新たな入札・契約制度に向けての改革で、相互参入方式の導入を試行しております。内容説明のところにありますが、主要 6 業種の工事につきまして、他の自治体で杉並区も条件付一般競争入札に参加できるような場合は、杉並区の入札においてもその自治体の業者を同じ条件で参加を認めるというものでございます。これは 16 年 4 月から実施しておりまして、事前に条件に合うところを調査したところ、多摩市と小金井市が条件に合いましたので、対象自治体にいたしました。結果といたしましては、業者の参加がございませんでした。17 年度につきましては、調査をいたしましたところ、立川市と港区が 3,000 万円から 5,000 万円という幅で条件に合いましたので実施しております。港区から少し参加をいただいている状況です。

次に、4 ページに移りまして、先ほど少しお話をいたしました件ですが、平成 16 年 12 月

に東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加申請の登録を始めました。そして、一番下の17年10月には電子入札を開始しております。間に入っています小規模工事等受注希望事業者登録制度ですが、これは電子入札に参加できないような零細な企業を対象に名簿をつくり、区の各施設が工事を発注する際の便宜というか、登録名簿に載せた業者がわかるようにし、そのあとは業者の営業努力ということになるのですが、そのような登録制度を設けてございます。

それから、委託に移りまして5ページですが、16年4月に予定価格の事前公表の範囲を拡大いたしました。1,000万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものについては、事前公表をするようにいたしました。また、工事と同じように一者随意契約を締結したのものについては結果を公表しております。

6ページ、7ページにつきましては、工事契約、委託契約につきまして杉並区が実施しております契約方法を表にしたものでございます。

8ページ、9ページにつきましては、工事契約、委託契約の16年度の件数、構成割合、総額をまとめたものでございます。

資料1につきましては、以上でございます。

資料2でございますが、これは工事契約それから裏の委託契約について、制度の変遷をまとめたものでございます。

工事の入札方式をご覧くださいますと、一番上の15年度と16年度のところが大きく変わっておりまして、先ほど申し上げましたとおり一般競争入札の範囲を大幅に拡大したということでございます。

次に、資料3につきましては、落札率の推移をあらわしたものでございます。

16年度につきましては、先ほどもご説明いたしましたように、工事契約の条件付一般競争入札の対象範囲を拡大しましたので、結果といたしましては、ご覧のとおりでございます。ブルーになっているところですが、16年度をご覧ください。比較いたしますと、指名競争入札の件数ですが、指名競争入札の件数が15年度は254件でしたが、16年度は185件に減りまして、条件付一般競争入札が15年度は40件でしたが、16年度は154件に増えております。落札率につきましては、16年度の条件付一般競争入札154件の平均は92.72%です。指名競争入札185件の平均落札率は96.44%となっております。

個々の表として数字は表しておりませんが、この改正の影響を見るために15年度の500万円以上の工事契約条件案件を見てみますと、件数は500万円以上の案件が136件ございま

した。その 136 件の平均落札率を見てもと 93.2% でした。16 年度に条件付一般競争入札の範囲を拡大したことによりまして、500 万円以上の契約については、これまでよりも 0.5% ほど落札率が低下しております。ただ、全体から見ると、平均すると落札率は微増ということで、少し横ばいというような結果になっております。

裏の委託契約につきましては、条件付一般競争入札分につきましては、落札率は少し下がっている傾向でございます。

続いて資料 4 でございます。これは、工事案件それから委託案件の入札参加事業者数の状況でございます。14 年度から 17 年度を記載してございます。

次の資料 5 は個別案件ですので、飛ばしまして、資料 6 をご覧いただきたいと思っております。

資料 6 は、この 16 年度の登録事業者の業種別の一覧でございます。こちらは工事それから委託別に 16 年度の件数を掲載しております。17 年度につきましては電子調達システムの登録業者で行っております。なお、17 年度には飛躍的に事業者数が伸びております。

次に資料 7 です。これは 16 年度の指名停止の措置をした状況でございます。合計で 17 件、54 業者を指名停止にいたしました。一番最後の資料は 11 年度からの指名停止状況の一覧も添付してございます。

資料 8 は 23 区の入札・契約制度の状況でございます。1 ページ目のところで条件付一般競争入札の状況がでておりますが、各区とも条件付一般競争入札の範囲を拡大している状況でございます。特に、目黒ですとか荒川、足立などでいろいろマスコミに騒がれるような事件がありまして、直接、影響を受けているわけではないのですが、各区とも条件付一般競争入札の範囲を拡大しているような状況が昨年と比べるとわかります。

次の 2 ページを飛ばしまして、4 ページ目には、入札監視委員会の設置状況が記載してございます。昨年は杉並区と千代田区のみでございましたが、本年 1 月 1 日現在で調査しましたところ、中央区が 17 年 10 月に設置いたしております。それから、目黒区は 17 年 8 月に設置いたしております。荒川区は不正防止委員会という内部の組織のようですが、17 年 2 月に設置しております。それから、足立区が 17 年 7 月に設置しております。設置が去年は 2 区でしたが、本年は 6 区になっております。あと、17 区は検討中ということになっております。

資料 9、10 は、要綱などを参考にお付けしてございます。

個別案件以外の資料は、以上でございます。

(山本会長) 続けて、説明をお願いいたします。

(経理課長) それでは、資料 5 をご覧いただきたいと思っております。

個別議案でございますが、本日ご審議いただきますのは、工事案件が4件、委託案件が4件でございます。工事案件につきましては、条件付一般競争入札が3件で、指名競争入札が1件でございます。委託につきましては、条件付一般競争入札が1件、指名競争入札が3件となっております。

まず、最初の案件は4ページでございます。これは、方南図書館併設方南保育園建築工事ですが、条件付一般競争入札で、契約の締結には議会の議決が必要となる案件でございます。

入札参加条件に合う事業者ですが、区内約16社、区外46社ほどございました。参加条件のところをご覧くださいと、区内と区外の参加条件が記載してございます。その中に、区外事業者は、区内参加事業者の3割が抽選により入札に参加できる旨が記載されております。そのほかは、記載のとおり公告をいたしてございます。

次の6ページのところが、入札の経過調書でございます。結果は、区内9事業者、区外3事業者の12事業者で入札を行いまして、落札率は97.6%ございました。

工事概要書は7ページに添付してございます。

次の案件は、8ページのデジタル防災無線設備設置工事でございます。これも条件付一般競争入札で議会案件でございます。10ページのところの経過調書をご覧くださいなのですが、2社が入札に参加いたしました。結果は落札率が99.4%となっております。

この工事は二期工事で、一期工事は平成15年度の案件でございます。一期工事は平成15年8月に入札がございました。このときは、7社が入札に参加しておりまして、落札率は84.9%ございました。今回落札した業者は一期工事を落札した事業者でございます。

11ページにはこの工事の概要が記載してございます。

3番目の案件は12ページで、四宮小学校便所改修工事でございます。条件付一般競争入札でございまして、区外事業者は区内参加事業者の1割、最低参加数2社が入札に参加できるものとしてございます。

14ページの経過調書をご覧くださいと思います。6月9日に入札が行われ、区内19社、区外2社が参加いたしまして、落札率は98%ございました。

16ページには、工事概要書が記載されてございます。

工事の最後の案件ですが、これは17ページをご覧ください。先ほど会長の方から少しお話がありましたとおり、このときにはまだ「痴呆性」という言葉を使っておりましたが、永福三丁目痴呆性高齢者グループホーム計画地解体工事でございます。本件は指名競争入札でございます。競争入札実施要綱の規定の中で、この金額は何社から何社という規定がございま

すが、それに準じて6社を指名し入札いたしました。入札しましたところ、5社が辞退ということになっております。1社が公表しております予定価格で入札するという結果で、落札率は結果として100%となっております。

工事概要書、指名理由書は、18ページのとおりでございます。

工事案件につきましては、以上でございます。

続きまして、委託契約の案件でございます。

1件目が19ページで、条件付一般競争入札でございます。高円寺地域区民センター他4施設の建物総合管理業務請負です。昨年も、この委員会でご審議いただきました。入札に参加できる条件は、昨年と同様でございます。予定価格が入っておりますが、区で積算をし、予定価格を事前に公表したところでございます。

21ページの経過調書をご覧いただきたいと思います。区内16社、区外2社の計18社のうち2社は、公告した留意事項6によりまして、他の案件を落札したために入札には参加できない業者が2社あります。他の2社は辞退をいたしましたので、残り14社で入札を行いました。結果は、前年と同じ事業者が99.7%で落札しております。

次の案件は22ページでございます。これは、高井戸中学校の給食調理業務委託契約でございます。15社を指名いたしました。予定価格は公表いたしておりません。1回目の入札でございますが、どの業者も予定価格をオーバーしておりました。2回目の入札で15社のうち10社が辞退をいたしまして、残りの5社で入札を行いました。結果は98.7%という落札率になっております。

次に3番目の案件です。23ページをご覧いただきたいと思います。これは、西荻北児童館外5施設機械警備業務の委託案件で、指名競争入札でございます。指名業者は4社、予定価格は公表しておりません。入札の結果は落札率が約15%余でした。この案件では落札率が目立って低いという結果になりました。この予定価格は約300万円余と設計いたしましたが、入札をした結果、このような結果になっております。ちなみに、この予定価格の設計の内訳でございますが、工事費や警備委託の経費ということで見積もったものでございます。

4件目、最後の案件ですが、これは単価契約になります。24ページをご覧ください。

発注見込額は460万円でございます。予定価格は未公表でございます。4社による指名競争入札を行いました。この単価契約の単価の積み上げ方ですが、7種類の単価がございます。可燃ごみ・不燃ごみ等の運搬など、7種類の業務の単価の合計額により入札を行うものでございます。

結果といたしましては、1社が辞退をいたしまして、残り3社のうち2社が予定価格を超えており、1社が100%で落札したものでございます。

以上が個別案件のご説明でございます。

(山本会長) ありがとうございます。

今ご説明いただいて、今の段階では多分いろいろと疑問もあろうかと思います。あるいは我々が選んだ入札が適正に行われたかどうかということについて、区民の方にも適正に行われたかどうかということについて、それなりに評価する責任がございますので、何なりとご意見賜りたいと思います。

最初に、少し事実確認等をさせていただきたいと思います。例えば一番最後にお話しいただいた廃棄物に関する委託の単価契約、これは1回目で予定価格を超えていたから最終的に一番安いところと予定価格と同額で落札されたということなのですが、これは何回か入札するとかという規定はないかどうかというのが1点です。1回目でだめだったから何かすぐネゴシエーションになったということらしいのですが。それと、もう一つは、21ページあたりに書いていますが、他の案件落札のためというのは、この「他の案件」というのは杉並区として当該年度に一度でも落札すればだめだと、どういう規定に基づいてこういうのになっているのかどうかという、この2点を少し事実確認だけさせていただいて、後は、個別の入札の過程については、また、ほかの委員からご意見を賜りたいと思います。

とりあえず、この2点についてお答えいただけますでしょうか。

(経理課長) まず、単価契約についてですが、予定価格を公表していないものは、最初の入札でオーバーなどした場合は3回まで入札できることになっております。これは1回でちょうど100%ということで落札できましたので、ここで終了したわけでございます。

(山本会長) 1回目からどんぴしゃり合ったということですか。

(経理課長) そうです。

(山本会長) 超えていたとかいうご説明はされなかったですか。

(経理課長) あとの2社は超えておりました。

(山本会長) この1社はどんぴしゃりであったから、もうそれで終わりということですか。

(経理課長) そうでございます。

(山本会長) これは私が選定した案件なのですが、こういうことはよくあることなのですか。

気になりましたのは、7種類の合計を積み上げたということであれば、7種類の内訳書を出すことになっているのでしょうか。これはあくまでも単価契約だから、その内訳について

は出す義務はないでしょうか。気になっていまして、予定価格が公表されていないから漏れていることはないと思えますし、そうだと思うのですが、例えば7種類の単価についても物の見事に合っているということはないと思いますが、合っているとすると、区民の方は何らか疑問に思われて当然なわけですね。7種類の単価についての合致はなかったと理解してよろしいですか。

(経理課長) はい。

(山本会長) それが一番気になる場所でしたものですから。

(経理課長) 入札のときには、内訳書ではなくて、合計した金額で争います。

(山本会長) そういうことですね。

(経理課長) 会長は、この100%ということがどういうことかということだと思いますが、設計単価、設計金額を設定するときに、実例価格というものを区で調査をいたします。それで、なるべく低い価格で契約が成立するような設計単価にするものでございます。ですから、その設計をするときにいろいろな業者の実例を調べますので、どんぴしゃりということは、間々あるということです。

(山本会長) そうですか。それが少し。議事録も公開されるから、きちんと確認をしておく必要があるのですが。もう一つ確認したい点は、事後的に7種類の単価についてはどんぴしゃりということはなかったということによろしいでしょうか。

(経理課長) 事後的に。

(山本会長) その七つの単価が事後的に出てきますね。

(経理課長) はい、契約するときに。

(山本会長) これについては、事前の見積りのものでたまたま合計値としては合っているけれども、7つの内訳が全部合っているというわけではなかったということによろしいでしょうか。

(経理課長) はい。

(山本会長) 少なくともそれは確認しておかないと、区民の方に対して我々としてはチェックしたことにならないものですから。それは間違いございませんか。

(経理課長) そういうことです。

(山本会長) 承知いたしました。それで、もう一点の件の「他の落札」というのはどういう意味でしょうか。

(経理課長) これは21ページの委託の案件でございます。

(山本会長) 具体的なそういう規定なり条項等があるのかないのかということはどういうふう
に解釈していいのか。

(経理課長) 他の案件落札のため、本件は……。

(山本会長) そのくだりは。

(経理課長) これはその前の 20 ページの留意事項というところの 6 番にございまして。

(山本会長) 6 番に。

(経理課長) はい。

(山本会長) これはすべての場合について付されるわけですか。たまたまですか。

(経理課長) この場合だけです。限定しております。

(山本会長) この理由は、どういう理由からですか。

(経理課長) これは年度の初めの契約でございまして、同時期に契約が集中しております。そ
のときに一つの業者に固まらないように限定して、例えば西荻地域区民センターとか。

(山本会長) どこの規定に基づくものなのですか。これは、区長なり、あるいは担当課長がお
決めになることなのですか。

(経理課長) そうです。

(山本会長) 規定、どういう根拠に基づいておられるのかというご説明をいただけますか。

(経理課長) ある程度金額が、例えば、委託などは 3,000 万円を超えるものにつきましては、
入札の参加資格を検討する区の内部の組織がございまして、そこでそういう検討をいたしま
す。そのときに付す条件でございます。

(山本会長) そうすると、合わせますと 4 案件ですか。4 案件は、ほぼ同時期にこの契約とい
うか、入札したのですか。

(経理課長) 同日でございます。

(山本会長) 同日のものですか。

(経理課長) 同日の案件でございます。

(山本会長) そうすると、少し気になりますのは、たまたまこれは同日であったからそういう
分割というのはわかりますが、年度で例えば同種の契約をもう既に通っているからといった
条項はないわけですね。

(経理課長) それはありません。

(山本会長) ただ、今のも何か具体的な条項があるわけではなくて、区の内部の検討委員会で
こういうことをお決めになったということですね。

(経理課長) そうでございます。

(山本会長) そうすると、強いて言えば、何の条項に基づいてそういう検討委員会が指名ではなくて、これは指名ですか、条件付一般競争入札ですか。

(経理課長) 条件付一般競争入札でございます。

(山本会長) この場合の規定として、そういう文言はあるのですか。

(経理課長) 少しお待ちくださいますか。その委員会がどういうものかご説明いたします。

(山本会長) それだけ確認させていただければ結構です。

(経理課長) 杉並区競争入札参加資格審査委員会というのがございます。そちらで、メンバーなども規定しております。

(山本会長) その所の所掌事項として、どういうことがありますか。

(経理課長) 委員会は、次の事項を調査・審議するとしまして、契約事務規則第4条の規定により一般競争入札に参加できる者の資格条件の設定に関することでございます。

(山本会長) 参加資格条件。この留意事項も、広義では、参加資格条件に読むのでしょうか。この留意事項というのをどう読むかということなのですが。どちらかという、これは入札参加ではなくて、落札の決定の話ですよ。

(経理課長) はい。

(山本会長) 今の文言で読むものということがわかれば、我々の議論としてはもうそれで、十分なのですが。

(経理課長) 今申し上げた規定によりまして、判断いたしましたものです。

(山本会長) どこで読むのですか。

(経理課長) 資格条件の決定でございます。

(山本会長) それは、資格とだけ書いてありますか。入札参加と書いているのですか。参加資格と書いてありますか。

(経理課長) 一般競争入札に参加できる者の資格条件の設定に関することです。

(山本会長) 「参加できる」ですね。参加条件ということと、この留意事項に書かれた落札業者云々というのは、同日だからいいのか。同日だから順番はこの案件が先。これが後だったのですか。これが後になった。

(経理課長) 後であたったのです。それで、先に順番を。

(山本会長) わかりました。結構です。それで読むということですね。では、他の委員の方でたくさんあるかもしれませんが、どうぞどなたからでもよろしくお願いします。

(吉川委員) 私は二つほどお伺いしたいのですが、一つは、今、会長が質問したことです。それから、もう一つは相互参入の話です。

今のご説明でもまだ少しわからない点があります。私もかつてこういう仕事をやったときの記憶で、例えば同じ日に幾つかの入札があったときに、幾つも手を挙げている業者さんがいるということがあったのです。そのときに、工事案件でしたが、仮に価格で二つとったような、単純にコンペをやって、二つとったようなときに、受注した工事をできるはずがないというようなことが行政内部で議論になって、その場合には、結局そもそも二つに手を挙げて、二つとる可能性が価格競争だけだったらあるのに、二つ参加すること自体が不自然だということで、そういう場合には、まさしく資格審査として、同じ工事が同じ時期にあるはずなのにその業者の施工能力からしてあり得ないことを、二つに手を挙げるといって自体を資格審査として審査したということはあったと思います。ただ、片方が落札したからもう一つを外すというのは、どうも論理的にもあるいは実態的にも不可能だし、それを資格審査というのでは、少し変ではないかというのが、今のご説明を伺って、依然として疑問が残るのです。ですから、二つに手を挙げたことが資格としてあり得ない可能性があるのに、手を挙げたこと自体を資格として外すというならば、私は資格審査として理解できるということが一つです。だから、それについては、追加としてご説明いただければと思います。

それからもう一つは、先ほど相互参入のご説明は前の3ページでご説明されたのですが、ここの説明の意味がよくわからなかったので、もう一回確認したいのです。相手の自治体が杉並区に対して、条件付であろうが何であろうが、入札の門戸を開いている場合には杉並区も門戸を開きますよという趣旨なのでしょうか。

そうしますと、相手が門戸を開いていない場合には、断じて杉並区から先に門戸を開けることはないという、そういう意味になると思うのです。ですから、この話は前々からこの場で幾つか議論になっていたときに、相手がどうあれ、杉並区ぐらいの力のあるところは門戸を広げてもいいのではないかというような、ご質問なり提案をした覚えがあります。つまり、両面あって、どんどん広げていけば、杉並区の業者さんにとっては競争が厳しくなるのだが、逆に杉並区の仕事の発注としては、よりよい条件の業者さんが入ってくる可能性があるわけです。そういうことを前に申し上げた記憶があるものですから。もう一回確認したかったのは、相手が広げなければ、決して杉並区は広げないという意味では、積極的に杉並区が東京都内の業者さんにこの相互参入を自ら進んで広げようという、そういう意思はないよと、ということなのかどうかをお伺いしたい。

実際、資料を見てみると、もう一つそれに関連して、さきほど少しおっしゃったのですが、他の自治体が入ってくる場合に何割程度とかいうのはわずかであるとおっしゃいました。3割までは、つまり、例えば大きいところで、14ページでさきほどお話に出てきたのですが、杉並区の業者さんが何社でそれ以外が何社入っていると。その場合に何割までは区外業者が入っていいとかいうご説明がありましたが、その何割、1割とか3割とか、さきほど、少しおっしゃいました。それは、まず何に基づいているのか。つまり、外の業者を入れる場合の1割とか3割というのは、どこの根拠でそれが出てくるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

(山本会長) 最初のことは、後々、疑問が残るといけませんのできちんとお答えいただきたいと思います。具体的にはこれは、ただ裁量の範囲だと思うのですが、思想的にそれはこういう場合に参加できないというふうに、留意事項でお書きになっている理由です。ですから、これをもう少し詳しくご説明いただくと同時に、今、吉川委員はここまで書かなくても、入札行為があったときに、いわゆる履行能力であるとか、競争性とか、あるいは、他の区としての行政方針等に踏まえてその時点で判断してもいいのではないかというご提案だと思いますから、区としての裁量事項だということも想像できますので、私は大体納得したのです。あらためて、もう少しわかりやすくもう一度ご説明していただけますか。場合によれば、部長からでも構いません。まず担当課長の方から。重要な点ですから。

(経理課長) 手を挙げる段階ではできるということで、履行能力、できるのかどうかということはこちらでは判断できません。ですが、一つ落札しますと、もう一つというのはその時点履行が難しいのではないかと推測されますので、落札した場合には、ほかにもう一つの案件があった場合には、それについては参加資格がない。

(山本会長) これは留意事項として、15年度も同じことが書いてありましたか。前年の踏襲ですか。

(政策経営部長) 私の方からご説明いたします。これは、特に今の吉川委員のご質問で、工事の場合には、技術者、管理主任技術者ということが、国交省の取扱いを踏まえた上で、この専任技術者がきちんと施工現場へ配置できるかどうかということをチェックしています。それを条件にして、通称CORINSという情報システムがございまして、それを活用して、専任の技術者を配置できるかどうかをチェックする、そういうことを工事案件では行っております。

それから、委託についてですが、これは率直に言って、ここで長期継続契約の話が出てき

ますと少し様相が変わってくるのですが、年度当初にまとめ、単年度で契約しておりますので、契約案件がかなり多くあります。それが、ほぼ毎日のように契約が行われている。そのときに、率直に言えば、なるべく多くの業者が「平等に」という言葉は少し不適切だと思うのですが、どうしても工事案件、委託案件というのがだんだん絞られてきているものですから、なるべく多くの業者に受注できるようにということで、同じ日に入札する案件が複数ございます。

そのときには、1件落としたら他の案件には入札できないというような参加資格を設定するというのが率直なところでございまして、現在も一日のうちで、5件、6件とやります。そうすると、1件目に入札をする。そこでA社が落とした、と。そうすると、A社は、それ以降についてあと5件残っていますけど、それについては入札参加の条件はなくなるということを設定します。これについては、先ほど要綱を申し上げましたけど、その入札参加資格委員会、その参加資格を設定する委員会で個別案件ごとに決めております。これは、そこでこれでいいかどうかと確認してやっておりますので、状況や社会環境が大きく変化すれば、それはまたそこで変えられるということもございますけど、現在の状況ではやはり、1件入札・落札した場合には他の案件については参加できないということで、ここにも書いてございますけれども、入札行為にはかかわっていない、数字が出てきていないという状況になっています。

それから、相互参入でございますけれど、これは非常に難しい要素があると思います。外部評価委員会でも、吉川委員、それから、前にいらした瀬口委員からいろいろ出まして、相互参入ということでいろいろヒントをいただいたという経過もございました。

相互参入について、毎年、状況は他区・市の状況を調査しているんですが、なかなかこれが、先ほど資料にもございましたけど、区外業者に門戸を開くという自治体が少のうございます。条件付一般競争入札についても、荒川区を除きまして、杉並区は500万円以上ということで条件付一般競争入札を設定していますが、荒川は130万円以上で、あそこは少しいろいろ事件がございましたので、それ以外のところは非常にハードルを高く設定している。基本的には区内あるいは市内業者優先ということでやっけていまして、杉並は今後相互参入方式というのをもう少し追求していくべきと思っけていまして、現在、所管の方では、近接区の、杉並の周りの区に個別に働きかけています。そういうようなやり方、相互参入ということではできないかということで、今、話をしている状況です。ただ、なかなか、はいそうですか、わかりましたという状況ではなくて、少し検討していただいているという状況がございまして

て、相互参入についても少し時間がかかる要素がございますが、引き続き努力をしていきたいと思っているところでございます。

(山本会長) ありがとうございます。基本的には、あえて同じ日にして、要するに区の基本的な行政方針としてこういうスタンスをおとりになっているということのようですから、これはこれで、その規定に則って適正にされているのですが、別の考え方もあることはあるので、適法かどうかということであれば適法にされたという判断になって、政策なり制度の改善の視点としては、吉川委員の言われるようなことも当然考えられると思います。

その他、まだ発言がない委員の方からどうぞ。では、町田委員。

(町田委員) 具体的な事例としまして、17ページの永福三丁目痴呆性高齢者グループホーム計画地解体工事なのですが、結果として、1社以外辞退されたということですが、もし辞退が事前にわかっていたら、結局、予定価格は100%になるわけです。この辞退ということがいつ辞退されたかということと、先方の都合で、区としてはわからないのかもしれませんが、何かその辺の事情を調べられたのかということと、この辞退するということが今後の入札参加で何か取り扱いがあるのかどうかということをご説明いただきたいと思います。

それと、あと23ページの西荻北児童館外5施設、機械警備業務委託ですか、これも先ほど少し間違えているかもしれませんが、見積価格が約300万円余というお話だったかと思うのですが、参加業者の金額は、皆いずれもかなりの低額になっていたということで、そもそもこの見積もりがどうだったのかということについて、少しお伺いしたいと思います。

(山本会長) では、その2点の説明をよろしく願いいたします。

(経理課長) まず、グループホームの解体工事の辞退でございますが、あらかじめ辞退の情報がなかったということはなく、入札で初めて辞退ということになりました。入札のときに辞退したことで後々この業者が不利になるとか、そういうことはございません。落札した後に辞退ということになりますと、これは指名停止などの対象になりますが、入札の段階で辞退ということは、問題になりません。

それと、もう一つの西荻北児童館外5施設の機械警備業務委託、先ほど約300万円余の設計金額と言いましたが、これにつきましては6カ所の業務委託でございまして、初めて設置するというので、これまでの例に倣いまして、工事費それからその後の機械警備委託ということで見積もりをいたしました。工事費につきましては、1カ所約20万円余の6カ所で約120万円余、管理委託機械警備委託につきましては、6カ所の月約5万円余の6カ月の約180万円余と、合計すると約300万円余と設計いたしました。

設計いたしました根拠は、これまでにいろいろな施設に機械警備を入れておまして、そういう価格を参考にいたしましたけれども、結果といたしましては、少し設計金額が甘かったかなというように考えております。

(山本会長) 今に関連して。町田委員が言われたかったのは、余りにも辞退が1社とか2社ならわかるけれども、1社を除いて全員辞退というのは、少し異常的ではないかというご感想があって、多分そういう発言になったのだと思います。他にもこういう辞退というのは多数あったら異常だとは思いますが。非常にまれな事例ということでよろしいのですか。他にもこのような1社だけが落札して、他は全部入札して辞退という案件は結構あるものなのですか。

(経理課長) そんなに数はございません。

(山本会長) ですよ。だから、我々の職務から言えば、これは余りにも少し異常なことで、たまたまあっただけだという理解をしていいものかどうかということだと思っております。これが横行しているとなれば、これはやはり制度的に、こういう場合はもう一度数を増やすような規定を新たに設けていただくとか、そういうことも前もって考えなければいけないとは思いますが、これは異常な、たまたま例外的なことだということであれば、手続きあるいは当施設について別に問題はないということにならざるを得ないと思っております。

(根建委員) 17ページの案件でもう少し詳しくお聞きしたいのですが、その下に「開札時における入札書により辞退を申し出た」と書いてあるのですが、となると、開札のときには、この1社が入札である金額を提示していたかと思うのです。落札した企業が、他が辞退するかどうかはわからなかったわけですから。

(山本会長) 金額が幾らか教えてくれということですね。

(根建委員) その入札金額がそのまま1社で通るのか、他が辞退だから100%で上げたのか、それは入札に値するのかというところをどうお考えになったかをお聞きしたいと思います。

(山本会長) そうですね。山口工業が幾らで入札していますかということですね。

(経理課長) 記載の285万7,000円で入札をいたしております。

(山本会長) この金額で札を入れているわけですか。

(経理課長) そうです。

(山本会長) それは予定価格と全く同じなのですか。

(経理課長) はい。

(山本会長) それは非常に不可解といえますか、疑念は残りますが、それだから何か不正があ

ったということにはなりません。

(経理課長) これは予定価格を公表しております。

(山本会長) なるほど。

(町田委員) その金額ではとれるかどうか、わかりませんよね。

(山本会長) むしろ皆それより下にするのが普通ではないのかな。公表はどうなっていましたか。公表の場合でも分布があって、事前公表すれば、なおさらそれより小さい値を、企業の論理から言えば、どれだけリスクを冒してなるべくそれに張りつくようにやるかというのは、多分入札するときの一つのパターンだと思うのですが。これも例外的だということかもしれませんが、一般的には、事前公表の場合の落札比率はどういうようになっていますか。

(経理課長) 高止まりということはありません。

(山本会長) ばらつきがあると思うんですが、どういう傾向にありますか。これは制度全般のことで、我々の直接の所掌ではございません。

(経理課長) 公表した場合、公表しないものとどう違うかということですか。

(山本会長) そうです。ですから、事前公表の場合と公表していない場合とを、落札比率で見るとどういう傾向にあるかということは、今後、制度改革をお進めになる場合に、一つのポイントだとは思いますが。直接この今回の入札に関しては関係ないのですが。

(政策経営部長) これはずばりの資料ではないというか、数値としてずばりではないのですが、資料3と4で少し見比べていただきたいと思います。

工事案件というのは、低額なものは別ですが、基本的に事前公表を行っております。そうしますと、ここで落札率、特に資料16、17で95%の、微妙ですけど、その前後という状況です。それから、委託につきましては、これは区としてきちんと積算見積もりをできるものとして維持管理等については、なるべく事前公表しようということで行っていますが、委託についてはいろんな種類がございます、かなり多くのものは事前公表していないという状況があって、それでいくと85%前後と。これは今の傾向値だろうと思います。もう少し分析していきますと、変わってくると思います。

解体につきましては、工事の一環でございますので、事前公表しています。これについては課長が今申し上げたとおりで、このときは入札時に他の会社の営業担当もその場に来て、札を入れました。札を入れて開けたら、1社しか書いていないという状況で。これをどう見るのかというのは、我々もびっくりするわけですが、制度としては有効に成立しているということで、100%です。

(山本会長) そうです。ですから、これが、こういう事態は他にはなかったのかということなのでしょう。

(政策経営部長) 私には記憶がないのですけど。

(山本会長) これが幾つか出てくるとなると、こういう場合の対処方法というのを考えないといけない。

(政策経営部長) 失礼しました。全社辞退というのもありました。

(山本会長) まあ、それはいいと思うのです。

(政策経営部長) それは全社です。

(山本会長) 全社辞退はいいのです。

(政策経営部長) 1社以外というのは。

(山本会長) 1社だけしか入れていないような感じを受けるというのは、区民の方が疑問を抱かれてもしかたがないわけですから、それについて適正になされているといえるか。

(政策経営部長) 1社だけで残りは辞退というのは、少し詳細に過去をめぐっていないのが、今、担当の方にも確認しましたら、記憶にないということです。

(山本会長) 異常事態であれば、まだ、わかるのですが。わかりました。

(根建委員) もう一つ確認なのですが、指名競争入札の場合、区が業者さんを数社選定されると思うのですが、それは公表されるのでしょうか。例えば、ここは6社が指名されていますが、その各社が、6社が指名されたということはわかるのでしょうか。

(経理課長) 結果はこの経過調書でわかりますが、事前には公表をいたしません。

(山本会長) 去年もいい質問されたというか、結局、別にコピーをとりに行ったときにわかるのではないかという話が去年あって、でも、実態上はわかりにくいような方策になっているというわけです。電子入札しても、コピー屋に行くということはもうなくなったのですか。電子入札にしても同じですか。

(経理課長) コピーでしょうか。

(山本会長) 要するに、設計図書をコピー屋に買いに行くということは変わらない。

(経理課長) それは変わりません。

(山本会長) だから、そこも最終的にきちんとされた方が、より公正な入札ができるのではないかというのが、昨年のご意見だったと記憶しております。

(経理課長) コピー店は1社ではなくて。

(山本会長) それは承知しています。ただ、1社ではないけれど、たしか、せいぜい三つか四

つですね。ですから、そういうことが行われる余地がある。区としては関与されなくても、業者側でそういう余地があるので、本当に厳密に公正さを確保するとすれば、そこら辺もまた今後改善の余地があるのではないかというご指摘だったと記憶しています。それは今後の課題として、申し上げます。

(目加田委員) 最初に感想を少し申し上げたいのですが、本日ご説明いただいているこの幾つかの案件以外のリストを送っていただいた際に、この委員会で審議するための工事案件を選ぶようにということで、数ある中から、タイトルだけの中から選んだわけです。しかし、そのリストを拝見していると、落札率がほとんど95%ですとか、この平均を見ましても非常に高いわけです。一般的な感覚からすれば、予定価格が公表されていたとしても、どうしてこれほどみんな軒並みに90%の後半になるのかなというのが、非常に疑問に思いました。

それで、それは予定価格を公表しているということがあってのことだということであるならば、そもそも予定価格、先ほどの案件で約300万円余のものを落札が約50万円余だったという話がありましたが、その予定価格の見積もりの根拠と申しますか、予定価格はどのような形で設定していて、その内訳については事前に業者に対して説明していて、さらに区民に対してそれもオープンにしているのかということについてお聞かせいただければと思います。

(山本会長) 個別案件についてはご意見はございませんか。この選定された8件ですか。

(目加田委員) 実は、幾つか私も選ばせていただいたものについて、議論を既にいただいておりますので、あえてやはり一番最初から疑問に思ったのは、この痴呆性高齢者グループホームの件ですが、すべての5社が辞退されて1社だけが入札して落札したということで、それが予定価格の100%ということが、どうしてもこれが非常に特異な事例であるということをご説明のとおりだと思うのですけれども。それにしても、どうしてそういうことが起きるのかなというのが、やはり素朴な疑問として残っているということがあります。

それから、申しわけありませんが、疑問ばかりなのですけれども、やはり先ほど質問が既に出ましたが、相互参入方式につきましても、どうして区外の業者に対して杉並区が双方向的ではなく、一方的に公開と申しますか、相手が広げればこちらもということではなく、できないのかなというのが素朴な疑問としてあります。

(山本会長) 制度の話は後でまとめてやることにして、また、痴呆性グループホームに入るのも気が引けますが、やはり我々の職務上のことなのですが。この6社というのは、どういうことから出てきているのですか。業者の数というのは、少し少ない。

(経理課長) 18 ページのところに、工事の概要書、指名理由書がついております。

(山本会長) 6 社を指名した、この 1 から 3 の理由で。

(経理課長) そうです。

(山本会長) 6 社だから、多分、指名できる該当業者はこれよりもっとあるわけです。なぜ、6 社にされたかという理由はあるのですか。

(経理課長) そこに指名の条件ということで、登録のあるものと経審が 500 点以上のもの、それから、その 2 番目にあります杉並区からの指名及び受注の状況や官公庁工事の実績の有無、既発注工事の施工成績、こういったものから、実績がある業者というのは多数ある中からこれだけ選んだという状況にはございません。

(山本会長) 6 社以上はなかったというように理解してよろしいのですか。

(経理課長) 6 社以外になかったということではございません。発注金額が約 300 万円余なので、選んでおります。

(山本会長) こういう金額だと何社以上指名しなければならないという規定がありますね。

(経理課長) 4 社から 8 社でございます。

(山本会長) 4 社から 8 社ですね。そうすると、選んだ業者数は真ん中ではあるので、別に違法ではないのですが。普通はこういう場合は大体真ん中の値になるわけですか。

(経理課長) 250 万円から 500 万円未満が 4 社から 8 社でございます。

(山本会長) ですから、4 から 8 の間の 6 社になるのですけれど。この場合は、例えばこの条件に合うのがもし 8 社だとすれば、私が担当者だったら、考えずに 8 社まで伸ばすのが、むしろ公正競争を確保するという点から言えば望ましいのではないかという判断をするのですが。それが十何社とかなれば、それはやはり 4 社から 8 社だから 6 社でもいいのではないかということになるのです。マキシマムで 8 社だったら、もう 8 社全部、無条件に考えずに選んだ方が、公正性が確保されるのではないかということがあったものですから。この要件に該当するのは 6 社だけであったというご回答であれば、非常に理解はしやすいのですが。それは何社あったのですか。

(経理課長) 8 社あれば、8 社すべてを指名という会長の……。

(山本会長) これは私の個人的な考え方です。

(経理課長) お考えですが。

(山本会長) 何社あったのですか。

(経理課長) そのときには、この基準により金額も約 300 万円ほどですので、4 社から 8 社の

中の6社と選びました。

(山本会長) ですから、この条件に該当する業者が何社あったのかというのが私の質問です。それが知りたいのですが、別にこれは合法だと思いますし、より今後の適正化を図るといふ観点から言えば、この条件に該当する業者が何社くらい存在していたのか。

(経理課長) 16年度の登録業者の一覧をご覧くださいますと、資料6ですが。

(山本会長) 資料6。

(経理課長) 区内の事業者は6社あって、区外では73社でございます。

(山本会長) これは、ただ登録業者数だけですよ。

(経理課長) そうです。これで500点以上ですとか、実績があるとかということの条件にかなう業者が何社あるかということでございます。今すぐには、すべてを満たしたところが6社であったというようにはお答えできませんが。

(山本会長) そうですか。6社だといいいのですが、すべてそう設定するのですが。それが、あるいは非常に多かった、20社とか30社があったということであれば、またそれも理解は容易なのですが。別に、4社から8社であるから6社を選定されたということは何ら瑕疵はないと思いますし、適法だと思いますが、区のサイドであるいは我々の外部評価の視点から言えば、積極的な利用があれば、入札の制度の透明性とかいう点においてはより望ましいのではないかと思って、今お聞きしているわけでありまして。後ほど、データ等がわかれば資料として追加していただきたいと思いますが、なければ、今のご回答で問題はないと思います。ありがとうございました。

(町田委員) 追加でいいですか。先ほどから言われている辞退の関係なのですが、辞退するときには何か理由というのを書く欄があるのですか。

(経理課長) 特にございません。

(町田委員) 辞退するということになれば、何もその後の入札参加の取り扱いでは不利な点はないというお話だったのですが。

(経理課長) 積極性という面では少し劣りますので、辞退が重なるようでしたらその事業者が指名などの場合は過去何回辞退したというようなことは公表いたしますが、そのぐらいのことでございます。

(山本会長) 時間がもう少しはありますので、特に、制度全般について、何かありますか。

(吉川委員) 個別の、自分が提案したものですから、少し念のためにお伺いしておきたいと思

います。

私は14ページの四宮小学校を少しこれは怪しいと思って挙げたのです。なぜかという、結構杉並区の工事案件の中では額としては大きい方であって、しかも入札参加者が相対的には20社が多いわけです。にもかかわらず98%というのは、少し入札の仕組みからして、なかなか起こり得ないことが起こっているんで、それで不思議だと思って、これを提案したのです。これだけ大きい額ですと、例えばその業者さんの中で、いわゆるかつての談合をやったときのメリットがある、そういう仕事だろうと思っているのですが、これだけ狭いところにこの18社が入るといのはかなり至難のわざだと、僕は思うんですね。それは結果としてこうなったからいいんですが、なかなか、工事案件というと、いろいろ下請さんの見積もりをするだとか、あるいは、仕入れてくるいろんな原材料費だとか、普通はもっとばらつきが出ると思うんですが、どうしてこんなふうにはばらつきが出ないんですかね。それが素朴な疑問だったんですね。18社もいて。

山本会長 これはもっと多いんじゃないですか。

吉川委員 ごめんなさい。21社ね。

経理課長 はい。21社おりました、区外の申し込みが17社ございまして、区外は抽選をしまして2社に絞りました。そのほかは杉並の事業者でございます。

98%で落札ができたということで、今のご意見ですけれども、そういう視点で私の方でも少し営繕課の方にも聞いてみました。

建築工事の積算標準というのは23区共通でございまして、特にこういう、トイレの改修などというのは、本当に積算ソフトみたいなのが出てもいいくらいの固定した金額で、幅がないということを聞きました。それで、こういう価格の中に集中してしまったというふうに考えております。

山本会長 ありがとうございます。とりあえず、我々入札監視といいますか外部評価委員会として、工事案件4件、委託案件4件について審議をしまして、我々がチェックした限りにおいては、区の規則あるいは条例等に従って適正にされたと解釈ができると思いますが、ただ、そうはいいましても、ほかの委員からもご発言がありましたとおり、なお、より一層の透明化とか、あるいは、場合によっては、入札といいますか、入札価格のより低価格化についてのまだ改善の余地は多々あると思いますので、なお一層の改善を図っていただきたいと思います。できますれば、また経年的にこういう特殊な事例であったというご説明でありましたが、こういう事例が出てこないかどうかということ、今後とも監視を強めていきたいというふうに

考えております。第一の案件はこれで終わりということにしたいと思えます。

それでは、第二の案件、個別外部監査のテーマの推薦でございます。これは各委員の方からそれぞれご推薦をいただいておりますが、その取りまとめ状況につきまして、事務局の方から、まずご説明をいただきたいと思えます。

行政改革担当副参事 それでは、資料の 11 番になります。委員の皆様からご推薦いただきました外部監査のテーマを、一覧表にまとめてございます。

山本会長の方からは、1 点、国民健康保険事業の運営。吉川委員の方からは、徴税コスト、議会の政務調査費、区営住宅、区民住宅の管理についての 3 点。町田委員の方からは、有形固定資産、退職給与引当金の 2 点になっております。裏返していただきまして、根建委員の方からは、区民生活の情報基盤整備、それと介護保険サービスの基盤整備の 2 点。目加田委員の方からは、食の安全に関する取り組みと子どもの安全に係わる事業についての 2 点。計 10 点となっております。

きょうは、この中から 3 点を選んでいただければなと思えますので、よろしく願いいたします。

山本会長 過去の案件のご説明はどこかにありましたかな、過去 3 年間ぐらいの。例えば、吉川委員の徴税コストというのは、昨年もたしかご指摘いただいたと思えます。一応ご確認いただいて。重なってはいけないものでございますから。

どうもありがとうございました。今、事務局の方から配付をしていただいております。

(過去の推薦テーマ及び実施テーマ一覧表 追加配付)

山本会長 それで、ここに資料 11 にそれぞれ何点かお挙げいただいて、今、事務局からご説明いただいて、これに書いてあるとおりで大体わかるかと思えますが、特にこの少し趣旨が少し足りないとか、あるいは、わかりにくいという点等がございますれば、追加でご説明いただきたいと思えますが、なければこのとおりでやりますが。吉川委員、何か追加でご説明。

吉川委員 いえ、特にはないですが、もう一回提案したいというのが出てきたものですから、改めて提案いたしました。

山本会長 順位はこの順位でよろしいのでございましょうか。

吉川委員 はい。

山本会長 徴税コスト。

吉川委員 ええ、結構でございます。

山本会長 そうですか。はい、承知しました。

町田委員は、これは新しいテーマだと思いますが、特に追加のご説明はございますか。

町田委員 いえ、特にないですけど。もし、時間があって説明するよにということでしたら。

山本会長 いやいや、そういうわけではないので。この一番最初のやつは、国もやっている資産の圧縮というやつですかね。そういう視点ではないわけですか。

町田委員 ええ。そういう視点もあるんですけど、現行の自治体経営、自治体会計制度の問題点として幾つか挙げられていますけれど、単式簿記によるストック情報の欠如。あと、現金収入によるコスト情報の欠如。それから、住民への決算要領の向上について一定のルールがないということに関する問題点。それから、予算執行が重視されて、検証見直しが十分に実施されていないというマネジメントの欠如という中で、杉並区のバランスシートを見ますと、資産合計のうちに92%が有形固定資産が占めているものですから、最近、減損会計の問題がありますので、ストック情報の欠如から、この残高は妥当性があるのかどうかという問題点に関して、有形固定資産ということにしました。

あと、退職給付引当金に関しては、年金数理に基づいてきちっと、どのような計算に基づいて残高が計算されているかと。年間の人件費をどうも上回っているように見えるものですから、金額的にはかなり重要性があるものですから、そういう意味で検討したらどうかというふうに思いました。

山本会長 はい。これは順位から言うと、やはりこの順位になるのでございましょうか。

町田委員 はい。

山本会長 それで、最初のお話は、承っておりますと、何か、区のいわゆる発生主義ベースの財務諸表の監査をやれというような感じを受けたのですが、そういう意味ではないわけですね。

町田委員 それは非常に大変なことなので、まず、取っかかりとして重要なところから個別で見ていったらどうかと。

山本会長 なるほど。わかりました。

町田委員 これはあくまで個別の外部監査なので。

山本会長 はい、承知いたしました。

それでは、根建委員、何かここに、最初の、区民生活の情報基盤整備とか、これはここに書いている趣旨と、ここはユーザーサイドの安心とかセキュリティとか、いろいろありますが、視点としてはどこにあるのでございましょうか。

根建委員 この情報基盤整備というのが進んで数年たっているわけなので、導入から現在に至ってどの程度整備されているのかとか、やはり、この情報に関して、区民もまだまだ、安心感を持って、完璧に思われているのではないようなので、こういうようなところをきちんと対応できているかどうかというのを検証して発表をすることによって、より、また、信頼性が高まるのではないかと、区民の理解も深まるのではないかと、思いましたので、候補に挙げました。

山本会長 そうすると、民間でやっているような情報システム監査のような、そういうイメージですか。そうでもないんですか。

根建委員 一応、セキュリティというのがすごく大事だと思いましたが、そのあたりになるかもしれません。

山本会長 はい。介護はこのとおりでいいですか。

目加田委員、何かここに追加してご説明。

目加田委員 いえ、特にありませんけれども、昨年に引き続き、食の安全に関する取り組みということで、昨今、非常に関心が高い分野であるのかなというふうに考えておりますので、提案させていただきました。

山本会長 この、食の安全、子どもの安全というのは非常に重要なテーマであるんですが、残念ながら、区で担当していただく内容としては非常に限定されているんですね。だから、都とか国とのかかわり合い 子どもの安全はそうではない、あるいは公安委員会とかのかかわり合いが強くなるものですから。少しそこら辺は、もし、区の個別の外部監査としてやるとなれば、もう少し絞り込みをしていただかないと、少し区の方としてもお困りになるかなということも思って。

区でやるという、区で確かに食の安全に関して全く担当がないというわけではないんですが、例えば、鳥インフルエンザとかBSEについて、別にこれは保健、農水省とか厚生労働省が最初に防疫線を張っているわけですから、区としてだと、例えばどういうふうになるんでしょうかね。

目加田委員 昨年担当させていただいた分野だったんですけども、例えば表示の商品のラベルの問題でしたり、それから、あと幾つか個別の事業であったかと思うんですけども、そういったことが少し念頭にあったものですから。

山本会長 区で表示の、何かありましたか。これ、表示は食品衛生法上のやつか、あるいはJAS規格の話かな。

行政管理担当部長 別にそれは、今のところ、義務的なものはないですね。

山本会長 そうですか。

行政管理担当部長 はい。

山本会長 補助事業でおやりになっているというのは、何の事業ですかね。

目加田委員 アレルギーだったと記憶しておりますけれども。

山本会長 なるほど。そうすると、この中の特定な項目ということですね。わかりました。

どういうふうにしたらいいかというのは私もなかなか難しいんですが、このお手元に事務局からお出しいただいたように、毎年三つぐらいを我々として推薦を申し上げて、最終的には区長にお決めいただくということになっております。

それで、どういうふうにいたしますか。吉川委員が毎年度挑戦されている これは毎年出ていますか。区営住宅については、徴税コストは、これはなかなか難しいんじゃないでしょうか。というのは、区民税もありますけど、要するに国税との関係で、国税からデータが来てかかる税金もありますし、これは当然やりたいテーマであります。徴税をやるとすれば、むしろ、収納の関係と統合しておやりいただいた方が、少なくとも、ほかと自治体との比較というのは、なかなかこれ、難しい気がするんです。

それと、例えば、固定資産税等がもしあるとすると、地価の変動等で、要するに地価が上がれば安くなるわけですね、徴税は、人件費が余り変わらないとすれば。だから、そこら辺の。国税庁も、実は、徴税コストというのを指標にして本当に大丈夫ですかということ、私、言ったことはあるんですけど、参考資料として国税庁はやっているらしいんですけど。こことか、議会の政務調査費というのも、これは微妙な問題という以外に、これはむしろ議会が自主的にまずアカウンタビリティーを果たされているのが鉄則ですから、この外部監査としてやるテーマとしては少し、やや優先度が低いかなということで、区営住宅、区民住宅ですか。これは昨年、一昨年も挙げていますので、もう一度チャレンジしようかなというのは理解が……。同じやるなら、これと町田委員の有形固定資産とかこういうのを含めて、総合的な住宅 区営住宅とか区民住宅だけじゃなくて、住宅政策として、借り上げもあるだろうし、いろいろほかの住宅補助とかもあるでしょうから、そういうトータル的に資産管理も絡めて見ていくというようなことはあり得るかなという気がしていますけど。だから、この区営住宅、区民住宅の管理と有形固定資産を少しセットにしたようなものが一つの候補としてはあるとは思いますが。

それで、根建委員の区民生活の情報基盤整備、ITの話ですな。ITの、これ、難しいんですね。庁内の情報化の話と、いわゆる区民に向けたサービスとしての二つの側面があるので、

どちらに力を入れるかという問題があるのですが、これも確かに去年も少しお話を申し上げ、拳がっていますが、かなりお金がかかっていますので、何らかの格好で力を入れてやる必要があるとは思っていますね。

それで、介護保険はいろいろ制度がまた変わったりしていますので、これは少し様子を1年ぐらい見た方がいいのではないかという気がしていますね。

目加田委員のことは、緊急性から言うと非常に重要だとは思いますが、この絞り込み方が、アレルギーとかなんか、それだけすると少し、テーマとしてもう少し広がりをお願いしたいなということで、来年度あたりにももう少し広がりがあるテーマでまたもう一度お考えください。ですから、順番は別にして区営住宅とか、こういう住宅政策の検証というのが一つ。それで、情報の基盤の整備と運用の実態というのをもう一つして、最後ぐらいには、少しお金がかかっていますので国民健康保険事業ぐらいを3番目ぐらいにというのが、まあ、常識的な線だと思いますが。

しかし、安全・安心というのは非常に重要なテーマではあるんですが、これはもう少し膨らますことはできますかね、目加田委員。アレルギーだけというのは少し非常に限定されるものですから。いい案があれば、私は全く賛成なんですけど。

どうぞ。

目加田委員 そうですね。今、どういうふうな形で監査するべきなのかというのは少し、あと思いつきなのですが。ただ、昨年少し気になっていたのが、ラベルの表示などをいかに区の中できちっと実施・普及していくのかということがあったものですから、少しそれと、昨今のこのBSEの問題などもあって何かできないかなというふうに考えました。

山本会長 これはそうなんです。重要なんだけど、これ、結局、個別外部監査をやるのは、公認会計士さんなんです。ですよね。だから、そこがあるものですから、どうしても経営マターが多くなって、そういう一種の監視、ウォッチするような機能も当然個別外部監査として求められないことはないんですが、それこそ、そういうテーマこそ、NPOとかそういうところでやっていただくことがいいので、それはまた、別途考えますかね。

それのほかの、少し、若干時間がありますので事務局にお尋ねいたしますが、個別外部監査としてそういう、例えば、食の安全的なそういうテーマとか、いわゆるその財務とか、経営以外のそういう事項について、あれは一覧表が出ていますね。毎年、公認会計士協会から何か、あるいは総務省かなんかで、外部監査をだれがやって、どういうテーマか、ことしはこういうテーマが多かったとか、時々発表されますね。確かに杉並は革新的なことをおやりになってい

るから、そういうことにチャレンジするのもいいのかもしれないですが、そういうことは全国的にありましたかな。毎年出ますよね。

総務課長 個別外部監査をやっているのは、杉並と、それから川崎が1回やったことがありますね。個別外部ということをやっていたのは2市ぐらいしか。ほとんど、包括監査が多い。

山本会長 わかった。そうか。

総務課長 だから、財務会計のほとんど多いというのがあって。

山本会長 個別外部監査としてはないですか。

どうぞ。

政策経営部長 それで、外部監査自体も拡大しているんですが、全国的に見ると、そんなに爆発的というような傾向は見られないんですね。

山本会長 そうですか。

政策経営部長 それで、今、ちょうど話題になっていました目加田委員の食の安全と子どもの安全なのですが、区の権限と責任というところで言うと、食の安全というのは確かにその分野というのはあると思います。ただ、非常に限定されているというのが率直なところで、それから、子どもの安全にかかわるといのは、実は安全・安心をきちんと基盤整備をするということで、この間、山田区長も2期目という中で、特にここに力を注いできたのですが、次から次へと非常に凶悪な事件が起こる。そうすると、それに対応するために、じゃあ、次の手は、次の手は、ということでやってきておりまして、率直に言って、まだ現在進行中ということで、今年度で言えば、小学校の警備員の配置と、それから正門のところの電子ロックといいますか電子錠での開閉というところをやってきたという経緯があって、これについては、財務会計的にどうこうという、もちろんそういう視点もあると思います。

ただ、率直に言えば、そういう、どちらかといえば、緊急避難的にやったという部分もかなり多くて、これについて政策判断の問題という要素が非常に大きいわけでございまして、確かに、今後、こういう食の安全についても、子どもの安全も長期的にコストがかかっていくということであれば、またその時点での評価というのは必要かなと思うんですが、今の時点でやるというのは非常に、どういうふうに外部評価されるのかなというのが、少し悩むところではございます。

山本会長 ありがとうございます。

区民の関心が高いことはそのとおりであって、ただ、それを個別外部監査で取り上げなくても、ほかの、区のスタンスとして別途そういうご意見を踏まえて、行政的に対応していただく

ということにご活用いただければ、目加田委員のご意向も反映できると思いますので、それはそういうふうに、この制度上は対応したいと思います。

それでは、順位は、あえてつけるとすれば、吉川委員に敬意を表して、この区営住宅、区民住宅という、少し名称は変えますが、区の住宅政策の検証ということで、それを1番目ぐらいにして、情報基盤整備の進捗状況とその運用を2番目ぐらいにして、3番目が国民健康保険事業の運営というぐらいにしていくと、去年とは順位が違っていますので、問題はないと思います。最終的には、区長の方でお決めいただくということにしたいと思います。

それで、この取り上げる理由等については、もう少し事務局ともご相談申し上げて、これこれこういう理由でこれが個別外部監査テーマとしてふさわしいということをお勧め申し上げるといふ理由書もつくっていただいて、それで各委員にも目を通していただいて、正式に区長の方に申し上げるといふことにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。少しご不満もあるかと思いますが。

吉川委員。

吉川委員 いえ、ごめんなさい。私、それで結構なんですけど、さきほどの追加説明をというときに思いつかなかったもので、追加的に少し申し上げさせていただきたいんですが。

これは、むしろ、区の方々がどんなふうにご考えておられるかも含めてお伺いしたいのは、徴税コストに割と執着しておりますのは、実際いろいろ自治体が、東京の各自治体も、去年、おとしあたりあったと思うんですが、特に滞納者がだんだんだんだんふえてきて、その滞納をしている方々を、固定資産税であろうが まあ、固定資産税は23区の場合は今集めていませませんが、滞納者の税金を集めるために、すごい多大な労力を費やしているということが、実際区民の方はほとんど知らないですね。でも、実際、区の行政をやっている方にとっては、大変な、痛しかゆしというか、そういう中でやっていることだろうと思うんですね。これに加えて、今度住民税の税率が変わりますと、要するに低所得者層に一層徴税するという仕組みに今後なっていくと、ますますこの徴税コスト問題というのは基礎自治体にとっては大きな問題になってくるだろうと思ひまして。そういう意味では、この徴税コストの問題は結構区民によく知っていただくためには、基本的にこのぐらいかかっているよということをぜひ1回調べてお知らせする必要があるんじゃないかなと、そんな感じでおりますので、引き続き来年も提案させていただきたいと思っております。

以上です。

山本会長 いや、趣旨は非常に理解しているんですけど、これは二つの問題があるんですね。

要するに、公共料金のNHKの問題等も関連して、国税庁の場合でもいつも議論することなんです。しかし納税義務があるわけですから、確かに取り立て、徴収なりにかかるコストは税金よりも多いような場合もあるかもしれませんが、それを見逃すということだと、要するに、まじめな納税者に対して担保できないんですよ。すると、この単純なコストと納税収入を対比するという考え方は、パブリックの場合、それをすると、もう、どんどん、国民健康保険のようにあるいはなってしまうと、システムが崩壊するわけですね。だから、これはただ、そうはいいいながら、もっと効率的に、電話で直接やるとか、いろいろ方法があるわけで、そういう方法はあるので。だから、徴税コストだけでなく、やはり徴税コストと納入率を上げる対策というか、そういうやつとセットでやるということがふさわしいと思いますね。

ただ、徴税コストを算定して、それを税収ごとに明らかにするインパクトというのも当然考えておかないと、これはなかなか、政策判断はありますけども。それで、私、個人的には少し躊躇しているところが、逆に区民に対して別のインパクトがあるかなということで、ご趣旨はよく理解しておりますので、来年度また、もう少しバージョンを変えていただいて、挑戦をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

吉川委員 結構です。

山本会長 よろしいですか。では、そういうことで、ご不満も残って、私の説得力が足りないのかもしれませんが、そういうことでご勘弁をお願いしたいと思います。

それでは、今後のスケジュール等につきまして、最後に事務局の方からお願いします。 政策経営部長 すみません。少し、申しわけないです。簡単に申しますけど。

山本会長 どうぞ、部長。

政策経営部長 先ほどの入札のところ、今後どういうふうにしていくかということの、現時点でのお話を簡単にさせてください。

山本会長 どうぞ。

政策経営部長 実は、いろいろ問題というか、今いろいろ指摘された点あるいはその他、やはり改善していかなければならない点は多々あるという認識をしております。

現在、検討しておりますのは、まず第1点目が、自治法改正に伴いまして長期継続契約の範囲が広がったということで、例えばリース機器ですとかその複数年契約、これを前提として契約をしていくというような、それはリースだけではありません、委託関係もございますけれども、そういった長期継続契約を締結する条件整備ということに、今、取り組んでおります。長期継続になりますと、途中で成績不良という場合も想定されますし、その場合には契約解除

ということも必要です。ですから、そういう基準をどうつくるかということを含めまして、それについての条件整備に取り組んでいるというのが1点でございます。

それから、2点目につきましては、やはり透明性を向上させていくということで、東京都とそれから都下の区市町が共同で設置しております電子共同入札の、この電子入札の範囲を拡大していくということで現在スタートしましたけど、それを来年度以降の範囲を拡大していこうという考えを持っています。

それから、3点目は、これについては先ほども少し触れましたけども、相互参入方式を促進していくということで、今、近隣の区に個別に呼びかけを行っています。仮に全面的にできないとしても、できれば、主要な工事業種の中で、モデル的にも何件か、少し範囲を広げるような形でできないかということで、今、折衝しているということがございます。

それから、談合防止というような観点から、落札をした業者に、落札したら直ちにその場で積算の内訳書を出してもらおう。数日後に出してもらおうということではなくて、もう、当然、そこで持っているはずですから、その場で積算の内訳を提出してもらおう。

それから、最後に、これはまだ調査段階なのですが、先ほど事前公表の関連でのお尋ねがございましたけど、事前公表についてはいろいろ議論がございまして、透明性の向上になるというご意見、それから、もう一方では、高どまりになる原因をつくっているのではないかというようなこともございまして、実は今年度から、事前公表を一時やめた自治体あるいはそれについて見直しを図った自治体に、いろいろ調査をしているところでございます。今の時点で言うと、事前公表を一時ストップしても、それで、すぐ、目に見える効果はなかなか出ていないというのが今の実態でございますけど、いずれにしても、この問題については議論があるところでございますので、引き続き調査をしていきたいと。

以上、主な取り組みについてはそのようなことで、この入札制度改革というのは、毎年毎年いろんな試行錯誤も伴いますけれども、引き続き続けていきたいというように考えております。

ありがとうございました。

山本会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後のスケジュール等につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

行政改革担当副参事 はい。それでは、今後のスケジュールについてということで、報告書につきましては、第1回、第2回のご審議の内容と、あと、前回提出していただきました評価表をもとに事務局の方で現在整理しておりますので、今後、近いうちに会長と相談させていただきながら仕上げていきたいというふうに思っております。一定の案がまとまってきましたら、

各委員の皆様にも見ていただきまして、2 月の中下旬には完成させていきたいというふうに思っております。

次回のスケジュールなんですけれども、議題としては、以前、委員さんの方から現場の実態を知りたいというようなご意見もいただいておりまして、現場視察を含めまして開催していければなと思っております。

議題につきましては、この現場視察、あと 17 年度の行政評価等の対処方針について、18 年度の行政評価方針案について等を考えております。

開催時期なんですけれども、3 月下旬あるいは 4 月の中旬あたりを考えているんですけれども、3 月であれば 17 年度の第 4 回目、4 月であれば 18 年度の第 1 回目というふうな位置づけになるかと思えます。

日程調整につきましては、この委員会終了後、近いうちに、従来どおり、メールで委員の皆様にお尋ねをしたいと思うんですが、本日は 3 月下旬に開催するのか、4 月の中旬ぐらいに持っていくのかというところを、少しこの会で決めていただければなというふうに思います。

また、現場視察の場所なんですけれども、それについては、また、後日、メール等を活用いたしまして、皆様のご意見を聞いた上で場所を決めていきたいというふうに思っています。

私からは、以上です。

山本会長 年度末は皆さん非常に忙しいと思いますが、時間が割けそうでございましょうか。あいている方が多ければ、3 月の末にやることも選択肢でございしますが、諸先生方。

(日程調整)

(山本会長) いずれにしても 4 月の中ごろですね。どうも 3 月下旬は無理のようです。町田委員も予定が入っているようですので、4 月中旬をめどに、申しわけないですが、4 回目はできなかったということで、なるべく中旬の早い時期に開かせていただくということで、お願いできでしょうか。

それでは、本日の議題はすべて終わりましたので、これで閉会にしたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。